

熊本市公共事業評価実施要綱

制定 平成26年3月3日市長決裁

(目的)

第1条 熊本市(以下「市」という。)における公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を実施する。

(事業評価の種類)

第2条 事業評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事前評価(新規事業採択時における評価のこと。)
- (2) 再評価(事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価のこと。)
- (3) 事後評価(事業完了後における評価のこと。)

(事業評価の対象)

第3条 事業評価の対象は、市が実施する公共事業(公共工事及び当該工事と一体的に行う事業を含む。)のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての国庫補助事業とする。

(事業評価の実施時期等)

第4条 事業評価の実施時期、手法及び視点等については、当該国庫補助事業を所管する国の省庁が作成した事前評価、再評価及び事後評価に係る実施要領の規定を準用する。

(熊本市公共事業評価監視委員会への諮問)

第5条 事業評価の実施に当たっては、熊本市公共事業評価監視委員会の意見を聴くことができるものとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(熊本市公共事業再評価実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱等は、廃止する。
 - (1) 熊本市公共事業再評価実施要綱(平成13年2月19日制定)
 - (2) 熊本市公共事業再評価検討会議要綱(平成13年2月19日制定)